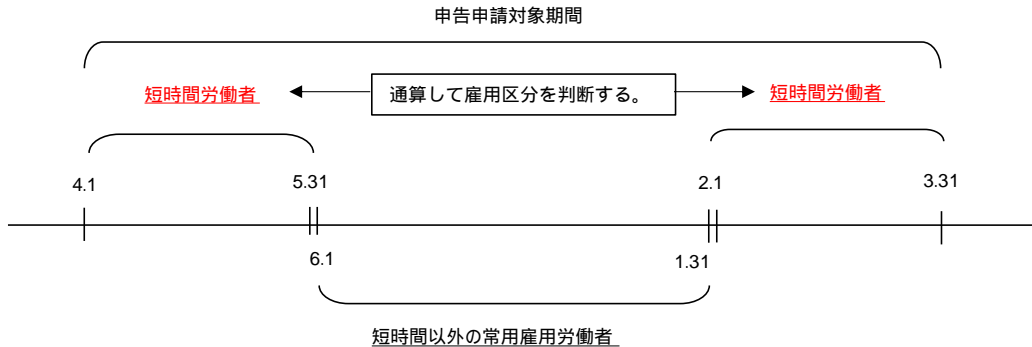


年度の途中で雇用区分が異なる週所定労働時間の変更(雇用契約の変更)が複数回行われた場合

【例】4月から5月までは短時間労働者で雇用契約を結んだが、後に雇用契約の変更を行い、6月から1月までは短時間以外の常用雇用労働者となった。その後、再び雇用契約の変更を行い、2月から3月までは短時間労働者となった。  
(算定基礎日 = 1日)

コロナ禍における緊急事態宣言により雇用区分が複数回変更された場合も同様です。



【申告申請書記入方法】

「障害者雇用状況等報告書( )」は雇用区分に応じた期間ごとに作成していただくため、雇用区分の変更が複数回行われた場合には転入出の処理を行ってください。この例の場合については、4月から5月までは「短時間労働者用」分に、6月から1月までは「短時間以外の常用雇用労働者用」分に、2月から3月までは「短時間労働者用」分に、記入していただきます。

障害者雇用状況等報告書( )  
[短時間労働者用]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
月毎の所定労働時間	80	80											160
月毎の実労働時間	80	80											160
乖離状況													

転出年月日: 5.31  
転出先の事業所名等: 短時間以外

障害者雇用状況等報告書( )  
[短時間労働者以外の常用雇用労働者用]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
月毎の所定労働時間			126	147	120	126	147	140	140	120			1,066
月毎の実労働時間			126	147	115	120	147	140	120	120			1,035
乖離状況					x								

転入年月日: 6.1  
転入前の事業所名等: 短時間

転出年月日: 1.31  
転出先の事業所名等: 短時間

障害者雇用状況等報告書( )  
[短時間労働者用]

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	計
月毎の所定労働時間											80	84	164
月毎の実労働時間											79	84	163
乖離状況											x		

転入年月日: 2.1  
転入前の事業所名等: 短時間以外

【常態的な乖離の有無の確認】

常態的な乖離の有無の確認は、雇用区分に応じた期間ごとに別々に判断を行い、雇用区分が異なる週所定労働時間の変更を行った場合は、その期間を通算して判断します。

この例の場合は、雇用区分が短時間労働者である4月から5月と2月から3月の通算した期間について、雇用区分が短時間以外の常用雇用労働者である6月から1月についてそれぞれ常態的な乖離の有無の確認を行います。

【留意事項】

申告申請書作成支援シート(マクロ機能付き)では、各期間において常態的な乖離の有無の確認を行うため同一の雇用区分を通算して判断することができません。そのため、常用雇用労働者の雇用区分が正しく判断されない上記のようなケースがあります。このような例に該当する場合は、お近くの各都道府県申告申請窓口にお問い合わせください。この場合、電子申告申請ができないため、各都道府県申告申請窓口へ送付又は持参により申告申請書を提出してください。